

## 平成 27 年度リープフロッグ型発展の実現に向けた資金支援事業 (JICA 等支援プロジェクト連携資金補助事業及び 二国間クレジット制度を利用したプロジェクト設備補助事業) 公募説明会における質問と回答

本「質問と回答」では、以下の通り、略称します：

**JICA 等連携**：JICA 等支援プロジェクト連携資金補助事業

**設備補助**：二国間クレジット制度を利用したプロジェクト設備補助事業

※ 公募説明会当日の回答に若干不正確な内容がありましたので、正しい回答内容に修正した箇所があります。

### 公募説明会での質問

#### 【公募全般】

- Q： 年間予算が設備補助では 24 億円、JICA 等連携では 18 億円ということだが、1 件当たりの規模のイメージ、上限の有無について伺いたい。
- A： 両事業共に 1 件当たりの規模は定めていませんが、総予算額を超えないようにご配慮願います。設備補助は 3 カ年の国庫債務負担行為 24 億円×3 年の 72 億円、JICA 等連携は 4 カ年の国庫債務負担行為 18 億円×4 年の 72 億円を総予算額とお考え下さい。
- Q： 「JICA 等」とあるが、ADB と JICA 以外の、JBIC や NEXI、その他海外の機関との連携も提案可能であるのか。
- A： 基本的には国際業務ができる政府系金融機関を想定しており、JICA の投融資以外には、JBIC の出資・融資と連携するプロジェクトを想定して「JICA 等」とさせて頂いています。NEXI(貿易保険)との連携については今のところ想定していません。

#### 【補助対象事業】

- Q： JICA 等連携の審査方法では、エネルギー起源二酸化炭素削減量が 10 万 tCO<sub>2</sub> / 年程度とあり、この場合は大型のプラントが対象となるかと思うが、数百 tCO<sub>2</sub> / 年といった規模のプロジェクトの場合は、JICA 等連携ではなく、設備補助で応募すべきか。
- A： JICA 等連携では、大規模なプラントで、現地で事業を行うことを想定していますが、小規模のものを排除するものではありません。ただし、削減量が 10 万トン tCO<sub>2</sub> / 年以下の案件は、予算の範囲で他の案件や費用対効果も考慮して採否を決めたいと考えています。数百 tCO<sub>2</sub> / 年規模の案件の場合は、設備補助の方が適しているケースが多いと想定していますが、各社でどちらが活用しやすいかご判断の上で応募して下さい。
- Q： 補助対象外の設備として、「二酸化炭素排出削減に寄与しない周辺機器」とあるが、寄与しないという判断方法はどのようなものか。大型プラントの場合、どのように切り分けるのか。
- A： 個別の事業で異なるため、国内で実施してきた補助事業の経験をもとに判断していきたいと考えていますので、個別にご相談をお願いします。

#### 【補助対象者、応募方法、提案書類、審査】

- Q： 当社が代表事業者、現地事業者が共同事業者となる場合、国際コンソーシアム内でどの程度申請内容を共有しなければならないのか。現地事業者に申請内容を承認してもらう必要があるのか。
- A： 通常のビジネスを実施する程度(通常であれば開示しないようなものは、開示しない等)で行って頂ければ問題ありません。現地事業者の承認は当方からは求めません。

- Q: 代表事業者が申請書を作成するにあたり、必ず書類内容を共同事業者と共有する必要はないのか。  
A: そのことについては特に規定はしていないため、各社のご判断にお任せします。
- Q: 応募に必要な提出物にある国際コンソーシアム協定書は必須か？  
A: 設備補助ではすべての案件において提出必須、JICA 等連携では国際コンソーシアムを締結する場合に提出必須です。応募提案時には未署名のものでも構いませんが、その場合は調整状況を説明する資料を提出してください。採択後、交付申請時には署名済のものが必要となります。
- Q: 事業開始後に国際コンソーシアムのメンバーを追加することは可能か。  
A: 事業開始後にメンバーを追加しても構いません。
- Q: 国際コンソーシアムを設立する場合、代表事業者の定義として、プロジェクトへの最大出資者であることが必要なのか。それともプロジェクトを率いれば良いのか。途上国によっては、外資規制等で50%以上出資できない場合もある。  
A: 代表事業者が最大出資者である必要性はありません。公募要領に記載している代表事業者の要件を満たしていれば、代表事業者となり得ます。
- Q: 5 月末締切りの設備補助に応募して不採択であった場合に、JICA 等連携へも応募することは可能か。  
A: ある事業に応募されて不採択であった場合、別の事業へ再度応募頂くことは問題ありません。
- Q: JICA 等連携の公募〆切日は、10 月 16 日となっているが、期日までに補助金額が上限になってしまった場合は、その時点で終了となるのか。  
A: 〆切日まで随時応募を受け付けますが、それまでに予算が上限に達した場合には、その時点で受付終了となります。
- Q: JICA 等連携に応募する場合、JICA 側での手続きや決定等はどの程度進んでいる必要があり、どのような書類が必要になるのか。  
A: 特定の書類が必要ということではなく、手続きが平行して進んでいることが確認出来る資料が提出されれば問題ありません。
- Q: 提出書類チェックリストにホスト国での法規制に関する資料が挙げられているが、原文で良いのか。  
A: **ホスト国での法規制に関する資料は、提出書類チェックリストから削除しました。**
- Q: GHG 削減の費用対効果について、足切り、例えば 100 万円以上 / tCO<sub>2</sub> は不採択といった具体的な基準等はあるのか。  
A: 費用対効果についての具体的な判断基準は特にありません。多くの応募がある場合は、他の案件との比較になります。

#### 【補助対象経費、取得財産の管理、利益排除、返還義務等】

- Q: 利益排除に関して、メーカーである当社が工場で製造したものを供給する場合、(つまり工場から機器を購入する場合)、原価であれば利益排除を行っていると考えて良いのか。  
A: 自社の製品を原価で供給する場合は、利益を排除できているとお考えください。
- Q: 各社の判断で補助対象の範囲を狭めることはできるのか。例えば、労務費が低額の者に関しては申請しないなど。  
A: 補助対象範囲を狭めて申請頂くことは、問題ありません。
- Q: 保守に関わる費用(メンテナンスコスト等)は、計上できるのか。また計上できるのであればどの経費に当てはまるのか。  
A: 保守に関わるコストは、補助の対象外です。

- Q: 取得財産の管理について、「国際コンソーシアム内の外国法人等に移譲する場合も、あらかじめセンターに報告する必要があります。その際、場合によっては補助金の返還が必要になることがあります。」とあるが、「場合によっては」とは、どのような場合を想定しているのか。また、提案段階で国際コンソーシアム内の事業者に予め移譲することが決まっている場合は、どうなるのか。
- A: 補助金の交付の目的に反して使用する場合、譲渡などによって収益が生じる場合は、補助金を返還して頂く必要がございます。また、国際コンソーシアム内の共同事業者への譲渡は可能ですが、申請手続きが必要であり、譲渡に利益を乗せることは出来ません。
- Q: JICA 等連携では事業期間は 4 年以内を終了する必要があると記されているが、工事が延長し、事業期間が延びた場合は、補助金を返還する必要があるのか。
- A: 設備補助、JICA 等連携のいずれにおいても天変地異といった不可抗力が生じない限り、期間内に事業を終了して頂く必要があります。そのような理由によらず期間を超えてしまった場合の、年度毎の概算払い等の既支払額の扱いについては、別途個別にご相談させていただきます。
- Q: 国際コンソーシアムに関して、補助金を受ける入金口座は日本法人が作る口座で良いのか。JV 会計のようなものが必要になるのか。
- A: 補助金の入金に関しては、国際コンソーシアムの代表事業者の口座をご準備下さい。
- Q: 作成ポイントの実績単価の算定方法について、年間総支給額、年間法定福利費に時間外手当に関するものは、含めないのか。
- A: 年間総支給額には時間外手当を含めないで下さい。ただし、年間法定福利費については、4 月から 6 月までの 3 ヶ月間の報酬(時間外手当含む)を元に決定される標準報酬月額などから算出されるため、時間外手当が加味されていても差し支えありません。
- Q: 作成ポイントの事務費の割合は、4.5~6.5%とあるが、0%でも構わないのか。
- A: 4.5~6.5%は事務費割合の上限値であり、0でも問題ありません(公募要領の別表 1 参照)。  
**事務費の上限額は初年度の事業費が 1 億 2000 万円の事業の場合、以下のように算出されます。**
- |                            |               |
|----------------------------|---------------|
| 5,000 万 × 6.5%             | = 3,250,000 円 |
| (1 億 - 5,000 万) × 5.5%     | = 2,750,000 円 |
| (1 億 2,000 万 - 1 億) × 4.5% | = 900,000 円   |
| + +                        | = 6,900,000 円 |
- なお、複数年度事業(例えば3ヵ年)の場合、3 ヶ年分の総事業費ではなく、各年度の事業費を元に事務費を算出します。
- Q: 設備補助で当社が機器を供給する場合、一般管理費はどの程度認められるのか。
- A: 国際コンソーシアム内のメーカーから機器を導入する場合は、原価つまり工場出荷価格となります。その際、一般管理費等を計上される場合には、それに関する説明が必要になります。国際コンソーシアム外から購入する場合は、購入先が関連会社等でなければ、通常の取引価格で問題ありません。
- Q: 代表事業者の責務が、設備を導入し、事業完了時点で終了するのと同様に、補助金の返還義務も設備導入の時点で終了となるのか。
- A: 補助金返還義務は、法定耐用年数の間続きます。
- Q: モニタリングは耐用年数期間とあるが、設備の運転が停止した場合など、罰則などがあるのか。
- A: 一時的な場合は問題ありませんが、工場が閉鎖する場合や共同事業者が機器を他へ売却してしまった場合等は、補助金返還のケースとなる可能性があります。この様なりスクがあることは、ご留意下さい。
- Q: ESCO 事業は収益納付の対象となるのか。
- A: 事業形態により異なるため、案件ごとに個別にご相談下さい。

- Q: 事業実施の経理処理に関するマニュアルは配布されるのか。  
A: 採択事業者様を対象に行う交付申請・事務処理に関する説明会を実施する際に、説明資料を配布します。
- Q: 取得財産の処分が制限される期間は法定耐用年数なのか。  
A: JICA 等連携、設備補助の両事業とも、法定耐用年数です。
- Q: 国際コンソーシアム内の事業者から機器を導入する場合、保険、運賃、関税は補助対象となるのか。  
A: 貨物海上保険(詳細はご相談・ご確認下さい)、運賃、関税等は補助対象です。

### 【JCM制度・方法論・MRV】

- Q: 様式 3 プロジェクト概要の「JCM 方法論の概要」での方法論の適用範囲とは、CDM のバウンダリーやセクトラルスコープのようなものか。  
A: 適用範囲は、「工場で適用される省エネ機器」、「再生可能エネルギー機器」といった簡潔な概要をご記入下さい。
- Q: モニタリング義務期間については、平成 32 年度までだという理解をしていたが、当社の様な太陽光パネルシステムの事業の場合、法定耐用年数の 17 年が義務期間になるのか。  
A: モニタリング期間は、昨年度から変更した点の 1 つです。昨年度までは平成 32 年度までとしていましたが、2020 年も目前であり、JCM 署名国から今後も続けていきたいとの声もあるため、法定耐用年数をモニタリング期間とします。但し、Verification(検証)は毎年実施することは想定していません。登録後 1 年以内に 1 回、2020 年に 1 回、後はまとめて 1 回というように、出来るだけ負担の少ない方法を模索していきたいと考えています。
- Q: JCM の手続きに関して、PDD の作成、Validation(妥当性確認)、Verification(検証)、クレジット申請についての費用については、事業者で用意しておく必要があるのか。  
A: JCM 事業では、方法論作成、プロジェクトの登録、クレジットの発行という大きく 3 つのプロセスがあり、事業者様が各自で実施して頂いても問題ありませんが、環境省の支援措置は以下のとおりです。  
・方法論の作成に関しては、環境省が契約するコンサルタントが行います。その際、事業者様には関連データ(機器のスペック等)をご提供頂きます。  
・プロジェクトの登録(PDD の作成、Validation)に関しても、環境省がコンサルタント及び第三者機関(TPEs)に別途発注し、事業者様には関連データの提供と現地視察についてご対応頂きます。  
・クレジット発行の際に必要なモニタリングに関しても、環境省がコンサルタントに初回のモニタリングレポートの作成を発注、第三者検証機関(TPEs)と Verification(検証)の契約を行い、事業者様にはモニタリングデータの提供と現地視察についてご対応頂きます。  
これらの支援措置を活用しながら、事業を実施して下さい。

### 【その他】

- Q: 案件組成事業(PS)・実現可能性調査(FS)の本年度の公募時期はいつごろになるのか。  
A: PS・FS の公募開始時期は、5 月中旬～下旬を予定しています。